

# 第1章 総 則

## 第1節 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、東川町防災会議が作成する計画であり、東川町の地域に係る防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係機関がその機能のすべてをあげて、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、次の事項を定め本町防災の万全を期することを目的とする。

- 1 東川町の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、北海道、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること。
- 3 気象、地象、水象等による災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること。
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食糧供給等災害応急対策に関すること。
- 5 災害復旧に関すること。
- 6 防災訓練に関すること。
- 7 防災思想の普及に関すること。

## 第2節 計画の構成

この計画は、災害対策基本法に基づき北海道防災会議が作成する北海道地域防災計画等と調整を図るものとし、次のように構成する。

- 第1章 総則
- 第2章 防災組織
- 第3章 災害情報通信計画
- 第4章 災害予防計画
- 第5章 災害応急対策計画
- 第6章 特殊災害対策計画
- 第7章 事故災害対策計画
- 第8章 救急医療対策計画
- 第9章 災害復旧計画
- 参考資料

### 第3節 計画の効果的推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備えなければならない。

防災対策は、北海道防災対策基本条例（平成21年条例第8号）第3条の基本理念により、自助（町民が自らの安全を自らで守ることをいう。）共助（町民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（道、市町村及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、町民等並びに道、市町村及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女平等参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。

### 第4節 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

基本法	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)
救助法	災害救助法(昭和22年法律第118号)
町防災会議	東川町防災会議
本部(長)	東川町災害対策本部(長)
町防災計画	東川町地域防災計画
防災関係機関	東川町防災会議条例(昭和37年東川町条例第16号)第3条第5項に定める委員の属する機関
災害	災害対策基本法第2条第1号に定める災害

### 第5節 計画の修正要領

町防災計画は、基本法第42条に定めるところにより計画内容に随時検討を加え、その修正を必要とする場合は、修正の基本方針を定め行うものとする。

修正の内容は、おおむね次に掲げる事項について、その変更を認めた場合とする。

- 1 計画内容に重大な錯誤があるとき。
- 2 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。

- 3 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
- 4 新たな計画を必要とするとき。
- 5 防災基本計画の修正が行われたとき。
- 6 その他町防災会議会長が必要と認めたとき。

なお、防災会議で決定した修正結果を北海道知事に報告するものとする。

## 第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災会議の構成機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が防災上処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

区分	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
東 川 町	東川町長部局 東川町東町1丁目 16番1号 TEL(0166)82-2111	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町防災会議に関する事務を行うこと。</li> <li>2 災害対策本部の設置及び組織の運営に関する事務を行うこと。</li> <li>3 災害時における給水、防疫、食糧供給等災害応急対策を行うこと。</li> <li>4 災害復旧を行うこと。</li> <li>5 防災上必要な訓練を実施すること。</li> <li>6 防災思想の普及を図ること。</li> <li>7 町内の関係団体が実施する災害対策等の調整を図ること。</li> </ol>
教 育 委 員 会	東川町教育委員会 東川町東町1丁目 15番3号 TEL(0166)82-2111	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。</li> <li>2 教育施設の被害調査及び報告に関すること。</li> <li>3 文教施設及び文化財の保全対策を実施すること。</li> </ol>
消 防 機 関	大雪消防組合東消防署 東神楽町15号南3番地 TEL(0166)83-0119 東川消防団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における人命救助、財産保護、消防及び水防業務を行うこと。</li> <li>2 災害時における住民の避難誘導を行うこと。</li> </ol>

区分	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
指定 地方 行政 機関	国土交通省 北海道開発局 旭川開発建設部 旭川市宮前通東41 55番地31 TEL (0166) 32-1111	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般国道並びに開発道路の改修及び災害復旧を行うこと。</li> <li>2 管理区域内危険箇所の整備警戒、災害防止、維持補修、災害復旧その他管理を行うこと。</li> <li>3 忠別川の水位の観測を行い、水防警報を行うこと。</li> </ol>
	北海道農政事務所 旭川地域センター 旭川市宮前通東 4155番地31 TEL (0166) 76-1277	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における応急用食料の調達、応急配給及び緊急輸送を行うこと。</li> <li>2 災害応急飼料対策に必要な措置を行うこと。</li> </ol>
	上川中部森林管理 署 旭川市神楽3条4丁 目3番25号 TEL (0166) 61-0206	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所轄国有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化を図ること。</li> <li>2 所轄国有林の復旧治山並びに予防治山を実施すること。</li> <li>3 林野火災の予防対策をたて、その未然防止を行うこと。</li> <li>4 災害時において町長の要請のあった場合、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給を行うこと。</li> </ol>
	旭川地方气象台 旭川市宮前通東41 55番31 TEL (0166) 32-6368	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う</li> <li>2 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努める。</li> <li>3 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。</li> <li>4 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。</li> <li>5 町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力をを行う。</li> <li>6 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、北海道や町に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。</li> <li>7 北海道や町、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。</li> </ol>

区分	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
自衛隊	陸上自衛隊第2師団第2特科連隊 旭川市春光町国有無番地 Tel(0166)51-6111	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害派遣要請権者の要請に基づく部隊等の派遣に関すること。</li> <li>2 町及び防災関係機関が行う防災訓練への協力に関すること。</li> </ol>
北海道	上川総合振興局 旭川市永山6条19丁目 Tel(0166)46-5111	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 上川総合振興局地域災害対策連絡協議会に関する事務を行うこと。</li> <li>2 防災に関する組織の整備、資材の備蓄その他災害予防措置を講ずること。</li> <li>3 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。</li> <li>4 町及び指定地方公共団体の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整を図ること。</li> <li>5 自衛隊の災害派遣要請に関すること。</li> </ol>
北海道	上川保健福祉事務所 旭川市永山6条19丁目 Tel(0166)46-5111	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における防疫措置を行うこと。</li> <li>2 検病調査及び健康診断を行うこと。</li> <li>3 避難所における衛生施設管理指導を行うこと。</li> <li>4 防疫、薬剤の供給斡旋を行うこと。</li> <li>5 災害救助法の適用に関すること。</li> </ol>
	上川総合振興局 旭川建設管理部 旭川市永山6条19丁目 Tel(0166)46-5111	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水防技術の指導を行うこと。</li> <li>2 災害時において関係河川の水位、雨量の情報の収集及び報告を行うこと。</li> <li>3 災害時において関係公共土木被害調査及び災害応急対策を実施すること。</li> <li>4 被災地の交通情報の収集及び交通路の確保を行うこと。</li> <li>5 所轄道路、河川の保全、災害復旧対策を行うこと。</li> </ol>
	上川農業改良普及センター大雪支所 美瑛町中町4丁目4-13号 Tel(0166)92-2077	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農作物の被害調査及び報告に関すること。</li> <li>2 農作物被害に対する応急措置及び対策の指導を行うこと。</li> <li>3 被災地の病虫害防除の指導を行うこと。</li> </ol>
	上川総合振興局南部森林室 旭川市永山6条19丁目 Tel(0166)46-5111	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所轄道有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化を図ること。</li> <li>2 所轄道有林の復旧治山並びに予防治山を実施すること。</li> <li>3 林野火災の予防対策をたて、その未然防止を行うこと。</li> <li>4 災害時において町長の要請のあった場合、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給を行うこと。</li> <li>5 被災林野の病虫害異常発生防疫対策を行うこと。</li> <li>6 被災林野の技術指導を行うこと。</li> </ol>

区分	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
北 海 道 警 察	旭川東警察署 旭川市1条通25丁目 TEL(0166)34-0110	1 災害時において、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等を行うこと。 2 災害の予警報の伝達及び災害情報の収集を行うこと。 3 その他水防、災害救助活動に対する協力を行うこと。
	東川警察官駐在所 東川町北町1丁目 2番1号 TEL(0166)82-2154	
	東川西警察官駐在所 東川町西町8丁目 2番1号 TEL(0166)82-2230	
	東神楽町警察官 志比内駐在所 東神楽町字志比内 TEL(0166)96-2423	
指 定 公 共 機 関	東日本電信電話(株) 北海道旭川支店 旭川市10条通10丁目 TEL(0166)29-4041	1 気象官署からの警報を町に伝達すること。 2 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 北海道支社 札幌市中央区北1条西14丁目6番地 TEL(011)242-6830	1 電気通信施設の防災管理及び応急復旧に関すること。
	北海道電力(株) 旭川支店 旭川市4条通12丁目右1号 TEL(0166)23-1121	1 災害時における電力の円滑なる供給を行うよう努めること。 2 災害時における電力の円滑なる供給を行うこと。
	日本赤十字社北海道支部 札幌市中央区北1条西5丁目 TEL(011)231-7126	1 災害時における医療、助産その他救助・救援に関すること。 2 災害ボランティア（民間団体及び個人）の受入れに関すること。 3 災害ボランティアが行う救援活動の連絡調整に関すること。 4 災害義援金の募集（配分）に関すること。

区分	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
指定公共機関	東川郵便局 東川町南町1丁目 3番13号 TEL(0166)82-2224	1 災害時における郵便輸送の確保及び配送業務運営の確保を図ること。 2 貯金及び保険事業の取扱いに係る非常措置を講ずること。
	東川八号郵便局 東川町西町8丁目 2番1号 TEL(0166)82-2255	
	東川北郵便局 東川町西4号北29番地 TEL(0166)82-2256	1 災害時における郵便輸送の確保及び配送業務運営の確保を図ること。 2 貯金及び保険事業の取扱いに係る非常措置を講ずること。
	日本銀行札幌支店 札幌市中央区北1条西6丁目1-1 TEL(011)241-5231	1 災害時における通貨の円滑な供給を確保すること。 2 災害時における金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること。 3 災害時における金融機関による金融上の措置の実施に係る要請を行うこと。
	上川郡中央医師会 愛別町本町129番地の1愛別診療所内 TEL(01658)6-6060	1 災害時における緊急医療及び助産を行うこと。
	(社)旭川歯科医師会 旭川市金星町1丁目1番52号 TEL(0166)22-2361	1 災害時における歯科医療救護活動を行うこと。
	東和土地改良区 旭川市東旭川旭正 TEL(0166)32-2241	1 農業用排水路及び頭首工の災害管理を行うこと。 2 災害情報の収集協力を行うこと。 3 被害状況調査及びその他応急対策の協力を行うこと。
	旭川薬剤師会 北海道旭川市金星町1丁目2-15 TEL(0166)29-2422	1 災害時における調剤、医薬品の供給に関すること。

分	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
施設の団体及び防災上重要な施設の管理者	東川町農業協同組合 東川町西町1丁目5番1号 TEL(0166)82-2121	1 農作物の災害応急対策、指導を行うこと。 2 羅災組合員に対する融資及び、その斡旋を行うこと。 3 農業生産資材及び生活物資の確保、斡旋を行うこと。 4 農業生産共同施設等の応急対策及び復旧対策を行うこと。 5 農作物の需給調整を図ること。 6 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力を行うこと。
	上川中央農業共済組合 旭川市東旭川下兵村517 TEL(0166)36-2162	1 農作物等の損害調査及び損害補償に関すること。 2 農作物等の損害防止策及び応急対策の協力を行うこと。 3 災害時における家畜防疫対策について協力を行うこと。
公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	東川町商工会 東川町東町1丁目7番5号 TEL(0166)82-2750	1 羅災商工業者に対する融資及び斡旋を行うこと。 2 災害時における商工業者の経営指導及び中央資金の導入に関する事務を行うこと。 3 災害時における物価の安定について、協力すること。 4 災害時における救助用物資、復旧資材の確保について協力すること。
	東川町建設業協会 東川町北町7丁目1番3号 TEL(0166)68-4055	1 災害時における応急対策及び災害復旧に関すること。
	東川町森林組合 東川町東町1丁目16番1号 TEL(0166)82-2421	1 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。作庭 2 被災組合員に対する融資及び斡旋を行うこと。
	北海道エルピーガス災害対策協議会 上川支部 旭川市8条西2丁目2番16号 TEL(0166)22-0070	1 プロパンガスの防災管理に関すること。 2 プロパンガスの供給に関すること。
	放送事業者	1 テレビ(ケーブルテレビ)による災害時の情報提供に関すること。 2 災害に関する広報活動に関すること。 関係事業者 ・NHK旭川放送局 旭川市6条通6丁目 TEL(0166)24-7000 ・HBC旭川放送局 旭川市1条通8丁目 TEL(0166)23-6610 ・STV旭川放送局 旭川市4条通9丁目 TEL(0166)23-9698 ・HTB旭川放送局 旭川市1条通8丁目 TEL(0166)25-4151 ・UHB旭川放送局 旭川市4条通10丁目 TEL(0166)26-2010 ・旭川ケーブルテレビ(株)旭川市8条西2丁目2-16 TEL(0166)26-2010



区分	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	一般輸送業者	1 災害時における救援物資の緊急輸送等について関係機関への支援を行うこと。 関係事業者 ・旭川地区バス協会 Tel(0166)51-0111 ・旭川電気軌道(株) 旭川市3条通18丁目左3号 Tel(0166)32-2161 共栄 Tel(0166)31-5241 ・東交ハイヤー(株) 東川町東町1丁目3-13 Tel(0166)82-2530
	各自治振興会及び各行政区	1 会員に対する災害予警報及び災害状況等の通報を行うこと。 2 地域内において発生した災害の通報を行うこと。 3 地域内に指定された避難場所の防災管理を行うこと。 4 地域内の公共施設等の保全及び被害調査を行うこと。
	危険物関係施設の管理者	1 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。
公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	東川町議会	1 災害対策本部の組織の運営協力及び調整に関すること。
	東川町立診療所 東川町東町1丁目14番1号 Tel(0166)82-2101	1 災害時における緊急医療、助産を行うこと。 2 被災時の病人等の収容、保護をすること。 3 災害時において医療防疫対策について協力すること。 4 救急医療対策本部が設置された場合に医療部隊を編成し、救急医療活動を実施すること。
	東川町社会福祉協議会 東川町東町1丁目7番14号 Tel(0166)82-7505	1 被災生活困窮者に対する世帯更生資金の融資及びそのあっせんに関すること。 2 被災者の保護についての協力に関すること。
	一般社団法人ひがしかわ観光協会 東川町東町1丁目1番15号 Tel(0166)82-3761	1 災害時の避難誘導安全確保に関すること。

## 第 7 節 住民及び事業所等の責務

災害が発生した場合において、住民は基本法第 7 条に基づき、それぞれの機関に協力して、防災に努めなければならない。

また、「自らの身の安全は自らが守る」ことを防災の基本として、町民及び事業所は、その自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。特に、いつでも起

こりうる地震等の災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する町民運動を展開することが必要である。

1 公共的団体及び防災上必要な施設の管理者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たすよう努めるものとする。

① 公共的団体

東川町農業協同組合、東川町森林組合、東川町商工会、東川町体育協会等のすべての公共的活動を行う団体。

② 防災上重要な施設

災害発生の確率の高い施設及びその施設に災害が及んだときは、被害を拡大させるような施設並びに災害が発生した場合に被害の拡大を阻止するような施設（危険物取扱所、避難場所として適当な空地を有する施設）。

2 住民及び事業所は災害発生の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に積極的に応じるなど、自発的な防災活動について次のことに努めなければならない。

1 町民の責務

(1) 平常時の備え

- ① 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- ② 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ③ 家具の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策
- ④ 隣近所との相互協力関係のかん養
- ⑤ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- ⑥ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- ⑦ 災害時要援護者への配慮
- ⑧ 自主防災組織の結成

(2) 災害時の対策

- ① 地域における被災状況の把握
- ② 近隣の負傷者・災害時要援護者の救助
- ③ 初期消火活動等の応急対策
- ④ 避難場所での自主的活動
- ⑤ 防災関係機関の活動への協力
- ⑥ 自主防災組織の活動

2 事業所の責務

(1) 平常時の備え

- ① 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定・運用
- ② 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ③ 施設利用者の避難誘導
- ④ 従業員及び施設利用者の救助
- ⑤ 初期消火活動等の応急対策
- ⑥ 事業の継続又は早期再開・復旧

- ⑦ ボランティア活動への支援等、地域への貢献
- (2) 災害時の対策
  - ① 事業所の被災状況の把握
  - ② 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
  - ③ 施設利用者の避難誘導
  - ④ 従業員及び施設利用者の救助
  - ⑤ 初期消火活動等の応急対策
  - ⑥ 事業の継続又は早期再開・復旧
  - ⑦ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

## 第8節 東川町の地勢と災害の概要

### 1 位置及び面積

本町は、東経142度22分、北緯43度47分に位置し、東は大雪山国立公園北鎮岳で上川町と境界を隔て、南は石狩川水系忠別川で美瑛町、東神楽町と接し、北と西は、岐登牛山系沿いに旭川市と接している。

道北圏の中核都市である旭川市から15km、旭川空港から5Kmの位置にあり、総面積247.06Km<sup>2</sup>で北海道のほぼ中央に位置する風光明媚な町である。

経緯度及び面積

	方 位			経 度	緯 度	面 積
位 置	最 東 端	142° 54′			43° 36′ 43° 45′	247.06Km <sup>2</sup>
	最 西 端	142° 28′				
	最 南 端					
	最 北 端					
広 さ	東 南	西 北	36.1km			
			8.2km			

### 2 地 勢

大雪山国立公園の雄大な大自然の麓に広がる東川町は、面積の約7割が森林であり、南に忠別川、北には倉沼川が流れ、この二つの川により形成された扇状地が、南西部に広がっている。東部は山岳地帯で、日本最大の山岳公園である「大雪山国立公園」の地域で、北海道の最高峰「旭岳」を有し、豊富な森林資源と優れた自然景観は、観光資源としても高い評価を得ている。

1級河川としては、忠別川、倉沼川、幌倉沼川、ポン倉沼川、サルン倉沼川の5河川があり、その上流には普通河川が26河川で、総延長145.0kmとなっている。これらの河川は、忠別川、牛朱別川を経て石狩川に合流しており、本町は石狩川水

系の水源地域となっていて、町の東部地域には、美瑛町、東神楽町と3町にまたがる多目的ダム「忠別ダム」がある。

また、西部地域は、平坦な地形で土性にも恵まれているため、居住区域及び耕地として利用され、30,000ha余りの面積を利用して北海道の穀倉地帯として、良質米や高品質な高原野菜を生産している。

### 3 地 質

平坦部は、区画形成が整然とした水田地帯で、東部の山麓は、畑地帯となっており、耕地率は14.3%である。土壌は、忠別川、倉沼川及びその支流に由来する沖積土壌が大部分で、表層に礫を含む埴土壌であり、農地に適している。

### 4 気 象

本町は上川総合振興局管内のほぼ中央で、内陸盆地に位置するため、夏は暑く冬は寒い大陸性気候を示し、寒暖の差が激しいのが特徴である。風は全般的にあまり強くはないが、南風が多い地形になっている。年間平均気温は6.1度程度で、月別の平均気温が15度以上になるのは6月から9月までの短い期間となっている。

年間降水量は、平均値908mm程度で、比較的湿度が低い。また、平均の初雪は10月中旬以降で、冬季間の降雪量は6.1m程度、積雪深の平年値は1m以下であり、四季を通じて比較的大きな災害は少なく生活しやすい地域である。

[気象概況] 別準平年値 (過去10年間の数値) 旭川地方气象台資料(単位:℃・mm)

月	1	2	3	4	5	6	7
平均気温 ℃	-8.6	-7.9	-3.1	4.6	11.2	16.0	19.7
降水量 mm	40.0	32.2	37.5	46.0	65.3	65.4	116.5
日照時間	63.6	92.2	132.6	153.9	186.0	177.0	156.7
月	8	9	10	11	12	年平均計	
平均気温 ℃	20.4	15.1	8.4	1.6	-5.0	6.1	
降水量 mm	140.1	120.6	93.4	89.4	61.7	908.0	
日照時間	155.9	143.0	115.4	62.2	44.7	1478.2	

東川地域気象観測所資料

年	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
気 温	平均℃	6.0	6.8	5.9	6.4	6.4	6.7	6.4	7.2	5.2]	6.6
	日最高 気温℃	11.1	11.8	10.7	11.1	11.4	12.0	11.3	12.0	10.0]	11.7
	日最低 気温℃	0.7	1.8	1.2	1.8	1.5	1.4	1.7	2.6	0.4]	1.8
降水量mm	764	998	949	1109	846	718	1062	1007	1263	1088	

注) 平成23年の気温の値は、統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けています(資料不足値)。

値そのものを信用することはできず、通常は上位の統計に用いませんが、極値、合計、度数等の統計ではその値以上（以下）であることが確実である、といった性質を利用して統計に利用できる場合があります。

## 5 災害記録

本町地域内で発生した過去の主な災害は、次のとおりである。

### 風水害

明治31年7月21日

忠別川を始め倉沼川、その他各所の川があふれて全村の過半が水に浸かり食料難で救済を受けた者の数は、50戸に達した。この年は、この他4月と9月にも水害が相次いで発生し、本町に甚大な被害を与えた。

明治35年5月

5月に大洪水に見舞われる。

大正元年9月23日

松山温泉（天人峡温泉）付近、羽衣の滝と二股間は台風のため、家屋の損壊、木などの被害あり。

大正3年11月15日

大暴風雨により、水田のはさ木が吹き飛ばされ、多大な被害あり。

大正4年7月23日

忠別川・倉沼川沿岸が決壊し、西5号、西6号、西8号で出水し、りんご園の木が流された他、田畑、橋梁、家屋浸水など大被害となった。

大正5年9月22日

大暴風雨により、水田のはさ木が全部倒壊する被害が続出した。

大正7年8月30日

十数年来の大洪水に見舞われ、西11号橋が流出する被害があり。

大正15年7月

倉沼川が決壊し、西8号付近で出水する。

昭和5年7月24日

豪雨により、河川がことごとく氾濫した。

昭和22年8月15日～16日

2日に及ぶ大雨により、忠別川と倉沼川、その支流が氾濫し、各所で堤防の決壊が発生し、死者1名を含む家屋の流出・損壊等多大な被害を被った。

昭和29年8月3日～4日

台風9号による被害で、倉沼川の橋梁2カ所、河川被害7カ所田畑の被害は460haに及んだ。

昭和37年8月3日～5日

台風9号による被害で、倉沼川の3橋梁が流出し、護岸工等に被害が出た。

昭和41年8月19日～20日

集中豪雨により、倉沼川・ポン倉沼川各所で氾濫し、田畑の流出・頭首工・堤

防の決壊・橋梁の流出等甚大な被害を被った。

昭和49年4月21日

暴風雨による人的被害（軽傷1名）及び家屋被害全壊、半壊含めて36棟の被害発生あり。

昭和50年8月22日～25日

台風6号による豪雨により、道道松山美瑛線がいたるところで寸断し、決壊するとともに電気・電話線も不通となって、天人峡温泉では786人が孤立した。

昭和50年8月3日～6日

台風12号による豪雨により、倉沼川を中心とする河川・橋梁等に被害を与えた平成3年6月4日

大雨・落雷による人家及び納屋全壊、畑・林道の被害あり。

平成6年8月13日～14日

豪雨による出水により、河川氾濫による河川及び道路の侵食、農地の冠水等の被害、更に林道等の被害が発生した。

平成16年9月8日

台風18号による暴風雨により、家屋及び農作物等の被害が発生し、全町域で停電となった。

平成22年8月23日～24日

天人峡・旭岳地区の集中豪雨により、上忠別橋取付道路の陥没及び道道天人峡美瑛線道路の一部区間約180mにわたり崩壊し道路が不通となり、天人峡温泉地区では342人が孤立した。（死者2名、軽傷2名）

平成23年9月2日

台風12号豪雨による出水により、河川氾濫による河川及び道路の侵食、農地の冠水等の被害が発生した。（河川洗掘11か所、道路浸食4か所、道路通行止7か所）

がけ崩

昭和55年10月16日

天人峡温泉入り口の道道松山美瑛線にあるスノーシェッド（雪崩防止覆道）の上で、高さ60m、幅20～30m、長さ約20mにわたって、土砂崩れが発生した。

崩れ落ちた大量の土砂や岩石は、約80mにわたってスノーシェッドを押し潰し、忠別川を埋め尽くして対岸のホテルの1・2階まで崩れ込み、宿泊客3人とホテル従業員1人が土砂などの間に挟まれて怪我をし、旭川の病院に運ばれた。この災害の原因は、現場の地形と、降雨による地盤の緩みが原因であった。

平成25年5月

忠別川源流部の天人峡温泉の羽衣の滝見晴らし台標高700m地点付近から3方向約80m下の川床までの法面が雪解けにより土砂崩れをおこし遊歩道の使用が出来なくなった。

## 6 地震・火山噴火等

### 地震

本町は、地震の発生が極めて少ない地域である。過去の記録において東川町とその周辺で、明治以降の地震体験は、震度3以上のものが17件あったが、その中でも震度4以上の大きな地震は、1952年（昭和27年）と1968年（昭和43年）の2件でいずれも十勝沖地震であり、地震による大きな災害は過去に経験していない。

本町の近くに富良野盆地地帯の活断層が確認されてはいるが、本町地域内においては活断層の存在は現在のところ確認されてはいない。今後においても本町で大規模な地震が全くないとは言い切れず、万が一に備える準備は必要と考える。

#### ■想定地震

震 源	マグニチュード	断層の長さ×幅	深 さ
留萌沖（海溝型地震）	7.0	40km×20km	0 km
日高中部（海溝型地震）	7.25	17km×20km	13km
北海道東部（海溝型地震）	8.25	200km×100km	0 km
白金温泉-丸山（直下型地震）	6.1	6 km×3 km	2 km
吉住付近（直下型地震）	6.6	12km×6 km	2 km
美瑛川沿い（仮定断層）	6.8	15km×7.5km	2 km

東川町において想定される地震で規模の大きなものは、「十勝沖・釧路沖の地震」「富良野断層帯西部」「全国どこでも起こりうる直下型の地震」の3種類の地震である。最大で平均震度（役場周辺）でマグニチュード6弱（震度5.6）が予測される。

#### ■想定される地震とマグニチュード（計測震度）、平均震度

東川町において想定される地震	地震規模 （震源）	平均震度（役場周辺）	
		計測震度	震度階級
①十勝沖・釧路沖の地震 過去の大規模地震で推定した地震震度 （北海道、中央防災会議想定）	M7.7	4.1	震度4
②富良野断層帯西部の地震 活断層による地震震度 （内閣府地震調査研究推進本部）	M8.3	4.7	震度5弱
③全国どこでも起こりうる直下型の地震 （中央防災会議想定）	M6.9	5.6	震度5強

### 火山噴火等

大雪山連峰の誕生は、今からおよそ200万年前から15万年前に外輪山カルデラが形成され、高根ヶ原、赤岳、永山岳の誕生に始まり、その後15万年から3万年前にかけて中央成層火山である白雲岳、黒岳、北鎮岳ができ、お鉢平カルデラの形成によって熊ヶ岳、後旭岳、旭岳が誕生して現在の大雪山連峰が形成された。

旭岳は、全国一の広さを持つ大雪山国立公園の中央にそびえ、大雪火山群の中では最も新しい成層火山で、標高2,291mの北海道の最高峰である。

活火山として今なお活動を続け、噴火口付近には強い酸性質の水をたたえる「姿見の池」がある。噴火の可能性は低いとされているが、最後の大爆発とされる200年前（推測）から、今後旭岳がどのような周期により爆発し、その際にはどれ程の被害を本町にもたらすかは明確に解っていない。

旭岳の近くにある活火山の十勝岳は、過去数度の噴火をしており過去に関係町では大きな被害を受けた。幸いにして本町においては、降灰等はあったものの、大きな被害は受けなかった。

今後の火山活動については注意深く監視する必要がある。